

# 「第3次さがみはら国際プラン（案）」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

## 1 概要

市民、市民活動団体、大学、企業、行政など、国際化施策に携わる人又は団体の基本指針となる「第3次さがみはら国際プラン」を策定するに当たり、市民の皆様からご意見を募集したところ、5人の方から8件のご意見をいただきました。

この度、いただいたご意見の内容及びそれに対する市の考え方をまとめましたので、次のとおり公表します。

## 2 意見募集の概要

- ・募集期間 令和元年12月5日（木）～令和2年1月14日（火）
- ・募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・周知方法 市ホームページ、シティセールス・親善交流課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター（城山・橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、各公民館（沢井公民館を除く）、各図書館、市立公文書館、広報さがみはら

## 3 結果

### （1）意見の提出方法

意見数		5人（8）件
内 訳	直接持参	1人（4）件
	郵送	0人（0）件
	ファクス	0人（0）件
	電子メール	4人（4）件

### （2）意見に対する本市の考え方の区分

- ア：計画案等に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）

( 3 ) 件数と本市の考え方の区分

項 目		件数	市の考え方の区分			
			ア	イ	ウ	エ
	全般に関すること	3		2	1	
	第 1 章 「第 3 次さがみはら国際プランを策定するに当たって」に関すること					
	第 2 章 「本市の国際化の現状と課題」に関すること					
	第 3 章 「基本理念と基本目標」に関すること					
	第 4 章 「施策の基本方向と施策」に関すること	5		2	3	
	第 5 章 「第 3 次さがみはら国際プランの体系図」に関すること					
	その他					
合 計		8		4	4	

( 4 ) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
全般に関すること			
1	国際化や多文化共生については、漠然と「そうあるべきである」という印象で計画を推し進めるのではなく、欧州諸国の移民政策などから、それを推進することで社会がどう変化するか、良いところ悪いところを精査し、その結果を明示した上で検討していくべきではないでしょうか。	第 3 次さがみはら国際プラン（案）につきましては、本市を取り巻く外国人等の状況や国の動向、施策を推進していく上での課題等を分析した上で作成しております。いただいたご意見につきましては、施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	ウ

2	<p>「都市の国際化」は国外との交流や協業、協同の結果としてなされるもので、国際化そのものを目的に行動するのは本末転倒の印象が否めません。その交流がお互いに何を提供できるのかという考え方が必要ではないでしょうか。</p>	<p>第3次さがみはら国際プラン（案）の作成に当たりましては、本市の成長や発展に向けて、どのような国際化施策を実施すべきかという視点のもと検討してきたところであり、その結果として相模原市の魅力や強みを生かした国際展開の推進や、諸外国との交流・協力の推進などの各施策を位置付けているところでございます。各施策の実施に当たりましては、市民の皆様にとどのような効果をもたらすかについて、分析整理しながら進めてまいります。</p>	イ
3	<p>相模原市に存在する最大の外国人コミュニティは在日米軍関係者にほかなりません。彼らもまた市内に居住または勤務する外国人であることには変わりなく、現に存在する他文化である以上は、国際プランという視野の中に明確に含めていく必要がある存在なのではないでしょうか。</p>	<p>第3次さがみはら国際プラン（案）は、在日米軍関係者も含め、市民、市民活動団体、大学、企業、行政など国際化施策に携わる人又は団体の基本指針として作成したものでございます。</p>	イ
<p>第4章 施策の基本方向と施策に関すること</p>			
4	<p>福祉分野の相談が増えているようですが、その際、社会福祉士の配置が必要であると考えます。社会福祉士については、これまで日本人を対象とすることが多かったですが、ここ数年外国人支援ができる人材が養成されており、青年海外協力隊や各自治体の国際交流センター等で豊富な実務経験を有する方もいます。外国語ができる相談員の配置も必須ですが、相談内容が複雑で多様化する中、対人相談援助の専門職も常勤で配置いただきたいです。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、外国人市民への対応体制を検討するに当たり大切な視点が含まれておりますので、今後の取組の推進に当たりまして参考とさせていただきます。</p>	ウ

5	<p>「災害時におけるさがみはら国際交流ラウンジ運営機構の協力に関する協定」に則り、運営機構が防災センターを設置することになっていますが、運営機構はボランティアから構成される任意団体であり、事務を遂行する常勤スタッフすら一人も存在しないため、災害時に参集義務のある人員が皆無です。したがって、施策2-1の4つ目の取組については「市はラウンジ施設の管理運営を業務委託している市国際化推進委員会と防災協定をできるだけ速やかに締結し、災害時に緊急情報を多言語で提供できるよう体制整備に努めます」とし「協定に基づき設置される防災センターでは」の文を後続させ、さらに「なお防災協定の実効性を担保するため、市国際化推進委員会が採用するラウンジスタッフの常勤職員化を図るとともに、館長・副館長職を置いて災害時対応に万全を期します」と付言してください。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、災害時における外国人市民への対応を検討するに当たり大切な視点が含まれておりますので、今後の取組の推進に当たりまして参考とさせていただきます。</p>	ウ
6	<p>市長の「川崎市に引けを取らないような厳しいヘイトスピーチ禁止条例を制定したい」との声明や相模原市での選挙で実際に人種差別の扇動的行為が堂々に行われた事実を踏まえ、多文化共生の町を標榜する相模原市においてヘイトスピーチは似つかわしくありません。よって「第3次さがみはら国際プラン」に条例化についての記載を具体的に盛り込むべきです。</p>	<p>第3次さがみはら国際プラン（案）におきましては、国籍や文化などの違いにかかわらず、誰もが安心して暮らせるよう、外国人市民の人権尊重に向けた教育や啓発を推進することとしております。</p> <p>なお、現在本市におきましては、ヘイトスピーチへの対応も含め、人権尊重のまちづくりに向けた条例に関する検討を進めている段階であることから、いただいたご意見につきましては、この検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	ウ

7	<p>東京オリンピックの事前キャンプ地として相模原市を選択したブラジルとカナダの二ヶ国について、十分なサポートを提供するとともにこの大会限りではない形での継続的な関係構築を模索できないでしょうか。</p>	<p>第3次さがみはら国際プラン（案）におきましては、ホストタウン相手国であるブラジル・カナダとの交流を推進していくこととしております。いただきましたご意見のとおり、大会限りではなく、継続的に交流ができるよう取組を推進してまいります。</p>	イ
8	<p>国際交流ラウンジの認知度をもっと向上させるべきだと思います。日本人の市民もふらっと入りやすい、入っても対応できる人員体制を取ることで、日本人の市民の意識や知識が上がれば、外国人市民も過ごしやすいまちになると思います。</p>	<p>第3次さがみはら国際プラン（案）におきましては、国際交流ラウンジの運営体制の強化に向けた手法の検討や認知度の向上を図ることとしております。いただきましたご意見も踏まえ、こうした取組を推進してまいります。</p>	イ